

<<令和8年度（2026年度） 船橋市 保育所等利用調整基準 早見表>>

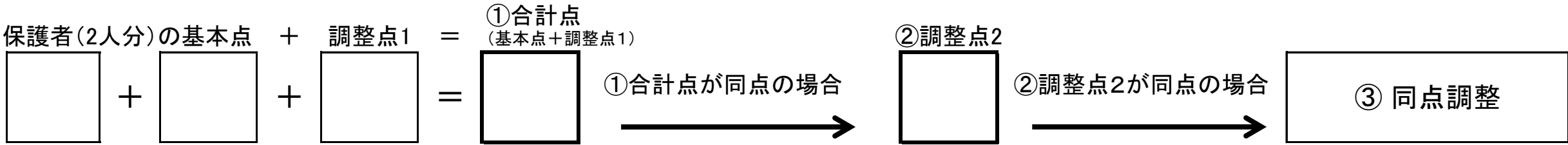
令和8年4月以降

【1】 保護者（父又は母）が市内に在住する場合で、産後休暇又は育児休業明けとして申込みをするが、育児休業の延長を許容できることが書面で確認できた場合には、調整点1の「-350点」の項目のみを適用して保育所等の利用調整を行う。

利用調整上の点数



【2】【1】以外の申込みの場合は、①（基本点＋調整点1）の高い順 ②調整点2の高い順 ③同点調整の優先順位が高い順に、利用者を決定する。



項	保護者の基本点（保護者の状況等）			点数
1	労 働 （休憩時間を含む）		月 1 6 0 時間以上	100
			月 1 5 0 時間以上	95
			月 1 4 0 時間以上	90
			月 1 3 0 時間以上	85
			月 1 2 0 時間以上	80
			月 1 1 0 時間以上	75
			月 1 0 0 時間以上	70
			月 9 0 時間以上	65
			月 8 0 時間以上	60
			月 7 0 時間以上	55
			月 6 4 時間以上	50
2	出 産			95
3	疾 病 ・ 障 害	入 院		100
		通 院 ・ 自宅療養	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	100
			自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	85
			上記以外の場合で保育が困難と認められる場合	70
		障害等	身体障害者手帳 1 級から 2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級又は療育手帳 A 以上を所持している。又は要介護 3 から 5 の認定を受けている。	100
			身体障害者手帳 3 級から 4 級、精神障害者保健福祉手帳 2 級又は療育手帳 B を所持している。	95
			身体障害者手帳 5 級から 6 級、精神障害者保健福祉手帳 3 級を所持している。又は要介護 1 から 2 の認定を受けている。	75
4	介 護 ・ 看 護 ・ 付 添	親族が要介護 3 から 5 の認定を受けている場合又はこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが週 5 日以上必要と認められる場合		100
		親族が要介護 1 から 2 の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが週 5 日以上必要と認められる場合、又は前記以外の場合で親族が要介護 3 から 5 の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが必要と認められる場合		75
		親族が要支援 1 から 2 の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添が必要と認められる場合、又は前記以外の場合で親族が要介護 1 から 2 の認定を受けている場合若しくはこれに相当すると医師が認めた場合であって保護者による介護・看護・付添いが必要と認められる場合		55
5	震災、風水害、火災その他の災害の復興にあたっている場合			100
6	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在の場合			100
7	その他	就 学	週 4 0 時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	85
			週 3 0 時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	65
			週 2 0 時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	45
			上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	35
		求職活動中		30
		育児休業中若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業中の場合（同一世帯内に育休延長を許容できるとする申込児がいる場合）		25

【備考1】 基本点1～7項のうち複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

【備考2】 基本点1項および7項において、労働時間及び就学時間には休憩時間を含む。

【備考3】 求職活動中には、起業準備中でそれを証明する書類の提出がない場合を含む。

【備考4】 基本点1項において育児又は介護を理由とする労働の日数・時間の短縮措置が講じられている場合は、短縮措置が講じられる前の労働の日数・時間（就労証明書に記載されているものに限る。）が該当する区分の点数を適用する。

【備考5】 基本点において1週間の労働（就学）の日数・時間が週により異なる場合は、1週間あたりの平均労働（就学）の日数・時間が該当する区分の点数を適用する。

【備考6】 基本点4の介護・看護・付添の点数は、被介護者の要介護認定もしくは意見書及び介護・看護状況説明書により判断する。

項			調整点1	加点
1	世帯	①	保護者が、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状を有し、市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、幼稚園又は市長が認める施設（認可外保育施設（居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）又は児童相談所）で月120時間以上勤務する場合（転園の場合を除く。）	+70
			前記以外の場合で、保護者が、保育士資格または幼稚園教諭の普通免許状を有し、市内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、幼稚園又は市長が認める施設（認可外保育施設（居宅訪問型保育及び事業所内保育を除く。）又は児童相談所）で月64時間以上勤務する場合（転園の場合を除く。）	+30
		②	ひとり親の世帯（65歳未満の祖父母等と同居している場合を除く。）	+30
			前記以外の世帯で、生活保護世帯、又は保育の利用を希望する児童が利用希望日時時点で65歳未満である祖父母等と同居している場合において、当該祖父母等が求職中と下の子の育児休業又は育児休暇中を除いた保育を必要とする事由を確認できる証明書の提出があるひとり親の世帯	+20
			上記以外の世帯で、65歳未満の祖父母等と同居しているひとり親の世帯	+10
			上記以外の世帯で、離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯	+10
		③	同一世帯内に属する子が3人以上いる場合	+10
		④	保護者が市外に在住する場合（①の保育士として加点される場合及び市内に転入予定の場合を除く。）	-100
2	保護者		勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職により求職活動中である場合（離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。）	+20
3	児童	①	希望保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+20
		②	市内の保育所等における保育を利用していない児童が市内の保育所等における保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹と同時に申込みをする場合	+10
		③	多胎児が同時に申込みをする場合（転園の場合を除く。）	+10
		④	保護者が、産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）明けで、復職日の属する月の翌月までの保育の利用を申込み場合（転園の場合を除く。）	+20
			前記以外の場合で、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした施設（認可外保育施設）において保育所等における保育の利用を希望する月から常態として月64時間以上利用する場合	+20
			上記以外の世帯で、市外の保育所等を利用している児童が転入する場合（保育を必要とする事由が、妊娠・出産、育児休業中又は求職活動中の者は除く）	+20
		⑤	保護者が市内に在住する場合で、産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）明けで、保育の利用を申込みするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、休業又は休暇の延長も許容できる場合	-350
			市内に在住する2号認定子ども又は3号認定子どもが利用している保育所等が閉鎖し、又は廃業に伴い申込みをする場合（閉鎖・廃業が判明した日から閉鎖・廃業した日の属する月の翌月以後3か月までの申込みに限る。）	+70
			市内に在住する1号認定子どもが利用している認定こども園若しくは市内に在住する児童が利用している認可外保育施設が閉鎖・廃業、又は市長が別に定める市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園において実施される保育を必要とする満3歳未満の児童の定期的な預かりに係る事業（船橋市3歳未満児幼稚園定期預かり事業）の廃業に伴い申込みをする場合（閉鎖・廃業が判明した日から閉鎖・廃業した日の属する月の翌月以後3か月までの申込みに限る。）	+30
			上記以外の場合で保護者が市内に在住する場合（世帯の項①の保育士として加点される場合又は既に市内の保育所等を利用し、かつ、市内に転入する予定の場合を含む。）で保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されていない場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+70
			上記以外の場合で保護者が市内に在住する場合（世帯の項①の保育士として加点される場合又は既に市内の保育所等を利用し、かつ、市内に転入する予定の場合を含む。）で保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されている場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+60
		⑥	身体障害者手帳所持児童、療育手帳所持児童、精神障害者保健福祉手帳所持児童、特別児童扶養手当の支給対象児童、障害児通所支援利用児童のいずれかに該当する場合	+20
		⑦	里親に委託されている場合	+30

【備考7】 調整点1の点数を保護者の基本点の合計点数に加減した点数で調整をする。

【備考8】 「市内に転入予定の場合」とは保育の利用を希望する日の属する月の前月の末日までに転入していることをいう。

【備考9】 調整点1のうち、世帯の項①・②、児童の項④・⑤については、該当するうちの一番高い点数を加点する。

【備考10】 調整点1のうち、保護者の項については、それぞれの保護者について加点する。

【備考11】 調整点1のうち、児童の項④における「産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）明け」とは雇用元の変更や事業の廃止をせずに利用調整時と同等以上の労働条件で復帰する場合に限る。

【備考12】 調整点1のうち、児童の項⑤における「閉鎖・廃業」とは、閉鎖・廃業する保育所等または認可外保育施設が受入年齢満了まで児童を受入れることができない場合に限る。

項			調整点2	加点
1	世帯	①	同一世帯内に属する子が2人いる場合	+10
		②	要介護1から5の認定を受けた親族を保護者が週3日以上介護・看護・付添する場合（保護者の保育を必要とする事由が介護・看護・付添に該当する場合を除く。）	+10
2	祖父母		利用希望日時時点で、保育の利用を希望する児童の祖父母が65歳以上である場合、又は65歳未満の祖父母が、市内及び近隣市（市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・白井市・習志野市）並びに保育の利用を希望する日の属する月に当該児童が在住する市町村にいない場合	+10
			前記以外の場合で、利用希望日時時点で保育の利用を希望する児童の祖父母が65歳未満であり、市内及び近隣市（市川市・鎌ヶ谷市・八千代市・白井市・習志野市）並びに保育の利用を希望する日の属する月に当該児童が在住する市町村に居住している場合において、当該祖父母が求職中と下の子の育児休業又は育児休暇中を除いた保育を必要とする事由を確認できる証明書の提出がある場合	+10
			上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時時点で65歳未満である祖父母と同居していない場合	+5

【備考13】 基本点と調整点1の合計点数が同点となった場合は、調整点2の合計点数で調整をする。

【備考14】 調整点1世帯の項③に加点する場合は、調整点2世帯の項①は加点しない。

【備考15】 祖父母の項は、それぞれの祖父母を評価し、該当するうちの一番高い点数を加点する。

項		同点調整
1		市内に在住する保護者（市内に転入予定の場合を含む。）
2		保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用継続ができず、引き続き保育所等における保育の利用を希望する児童
3		利用調整基準の点数が高い（ただし、調整点を含まない。）
4		市内の保育所等を利用していない児童
5		待機期間が長い（ただし、育児休業許容での申込み期間は含まない。）
6		多子世帯である（同一世帯内における小学6年生までの子の人数が多い。）
7		所得が低い（入所希望月において保護者となる者の総所得金額等の合計額。）

【備考16】 基本点と調整点1の合計点数、調整点2の合計が同点の場合は、同点調整1項から順に調整をする。上位の項で差がついた場合はその時点で調整を終了する。

【備考17】 同点調整の7項において個人住民税が未申告である者や個人住民税の課税証明書等の提出が必要な者が未提出である場合には同項における優先度を下げる。